

むつ市議会第230回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成28年12月12日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第70号 むつ市農業委員会の委員の定数を定める条例
- 第2 議案第71号 むつ市農業委員会の委員候補者選考委員会条例
- 第3 議案第72号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 第4 議案第73号 むつ市税条例等の一部を改正する条例
- 第5 議案第74号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第75号 むつ市住居表示審議会条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第76号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第77号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第78号 むつ市かまふせビレッジ条例を廃止する等の条例
- 第10 議案第79号 むつ市中心市街地活性化審議会条例を廃止する条例
- 第11 議案第80号 指定管理者の指定について
(むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第81号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第13 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの)
- 第14 議案第83号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢の指定管理者を指定するためのもの)
- 第15 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外3施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第16 議案第85号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第17 議案第86号 市道路線の認定について
- 第18 議案第87号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第19 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第20 議案第89号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第21 議案第90号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第22 議案第91号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第23 議案第92号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第24 議案第93号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第25 議案第94号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて

- 第26 議案第 95号 平成28年度むつ市一般会計補正予算
- 第27 議案第 96号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第28 議案第 97号 平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第29 議案第 98号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第30 議案第 99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第100号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 報告第 30号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第34 報告第 31号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第35 報告第 32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成28年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	菊 池 光 弘
12番	岡 崎 健 吾	13番	鎌 田 ちよ子
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（2人）

10番	東 健 而	14番	佐 賀 英 生
-----	-------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 営 企 業 者	花 山 俊 春
総務政 策 長	川 西 伸 二	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 整 進 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	光 野 義 厚
保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹	保 福 健 祉 推 進 監	井 田 敦 子
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 大 管 理 課 長	坂 井 隆
協 庁 協 庁 管 理 課 長	畑 中 誠	会 管 総 政 理 出 納 室 長	山 本 宏 子

選挙事務 農委事務	局長 局長部事	杉工	山藤	重初	行男	委員長 局長	竹金	山澤	清寿	信々子
公営企業 局下部	業長道長 務部策監	萬村	年田	茂	昭尚	健部金長務官 社付室 策調整	山田	口	勝	美司
総政政推 経政推	策進 部策監	松	宮	康	則	民生進 部策監	伊藤	中	宏	司成
経副農振	部事産長 部事畜課	雪	田	一	彦	経副産課 業務次経副	寺島	藤島	泰	誠
教委事政推	育会局策監 員務進	野	藤	賀	範	業進課道 務水進	濱	谷	重	芳
総政総務	務部長 策課	須	藤	勝	広	総政総課シ推 策合戦	角	本		力
財務課	部長 部金長	吉	田		真	財務課 部部長	中	村	智	郎
民国課	部金長 健部社長	藤	島		純	民生一 部民ツ長	伊藤	藤	大	治郎
保福生課	健部社長 菅局道長部道長	工	藤	淳	一	員務学 教委事生課	鷺	岳	彰	丸
公企下課下下課	業水道 水道	中	村		亨	業水道道主 水括水水括	西	田	直	秋

營局課幹部課幹
務部課事
業設 水道 策務
公企施主下主
總政總主

菅 原 賢 一 郎
中 村 善 光

務部課查
策務主
總政總主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事 務 局 長
主 幹
主 任 主 查

柳 田 論
小 林 睦 子
葛 西 信 弘

次 長
主 任 主 查
主 事

東 雄 二
村 口 一 也
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第35 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第70号

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第70号 むつ市農業委員会の委員の定数を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 何点か質疑させていただきます。

今回の農業委員会の委員の定数を定める条例というのは、昨年の国会で農協改革関連法の一環として農業委員会等に関する法律の改正というのが成立いたしました。そういうものを受けた条例改正かというのを改めて確認させていただきます。提案理由には、「農業委員会等に関する法律の規定に基づき」ということになっているだけの提案理由で、よくわかりませんので、そこのところを

教えていただきたいと。

それと、2点目ですが、今回は任命制になるということです。今までは選挙ということをやっていましたが、今度は任命制になるということです。農業委員会というのは、これによって以前と比べてどのような点が変わっていくのかというのを確認したいと思います。

3点目ですが、現在選挙という前提で委員は30名ということになっておりますが、今回任命制になって19名に減ることになります。こういふことになると、単純に考えて、やはり農業者の声というのがやっぱり狭められるのではないかと、届きにくくなるのではないかとというふうにとちょっと心配するのですが、そういうことはないのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

最後、4点目ですが、農業委員会が今まで農家だとか農業をやっている、そういう方の意見を取りまとめて、建議というふうな形で行政とかいろんなところに物を申ししていたという事実もあるし、そういう部分があったと。それが今回の改正を受けて、結局そういうのがなくなって行政の単なる下請機関となるのではないかと、こういうような不安の声があるのであります。そういった点ではどうなのかというのを確認させていただきます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 経済部理事。

○農業委員会事務局長経済部理事（工藤初男） 横垣議員の、本案は農協改革法案を受けた条例改正かについてお答えします。

本条例は、いわゆる農協改革法案を受けたものではありません。今回の条例は、農業委員会等に関する法律の改正を受けて定めるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、任命制になるが、農業委員会は以前と比べどのような点が変わるのかについてお答えしま

す。農業委員の選任に関しては、これまでの公職選挙法の準用による公選制を廃止し、市町村が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められました。これに加え、農業委員の定数に関して、法令等の基準に照らし合わせ上限が改正されております。また、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、新たに担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、現場活動を専門的に行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱しなければならないこととされております。

なお、農業委員会の運営に関しては、現場活動を専門的に行う農地利用最適化推進委員が委嘱されることのほか、農業委員はこれまでの現地の売買や貸借、転用等に関して合議体として農地法に定められた意思決定を行うことを含め、従来の活動内容と変わることはありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、現在30名だが、19名となり、農業者の声が届きにくくなるのではないかについてお答えします。農業委員に関しては、これまでの定数30名から19名となるものの、農業委員とは別に新たに担当区域の現場活動を行う農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないことから、本議案とは別に農地利用最適化推進委員10名を提案しており、両委員が密接に連携し、協力して活動を行うことで、議員ご指摘の懸念は解消されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、農業委員会が農家の意見を取りまとめ行政に物を申す機関でなく行政の下請機関となるのではないかについてお答えします。改正された農業委員会等に関する法律では、意見の公表や建議は法的根拠がなくても行えることから、規定はされておられません。また、改正法では第38条において、農業委員会が必要と認めるときは関係行政機関に対して意見を提出しなければならないとされ、意見を提出された関係行政機関はその意見を

考慮しなければならないとされております。これは、農業委員会が農地利用の推進をよりよく果たせるためのものであり、議員が懸念するような機関となるようなものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 大方以前とは余り変わりがないということで、あと物を申す機関でなくなるのではないかという懸念はないと、それなりに意見を述べれば、周りの方はきちんとそれを受けとめなくてはいけないというふうなところはあるということとは答弁で確認をいたしました。

そういう意味では、ぜひそういう立場でむつ市の農業委員会は今後ともやってほしいなというふうに思うのですが、ただ懸念するのが、今回の農業委員会等に関する法律の改正というのでは、それなりに削除されたり新たにつけ加えられたりした部分があるというところがあるのですが、多分そういう部分はそう余り影響ないというふうな答弁であろうかと思えます。ぜひそうなってほしいのですが、ただ今回は法律の目的から、農民の地位の向上という部分があったのが削除されたり、当然、ですからそこら辺が削除されると、削除されたからイコールそれがなしというわけではないけれども、一応削除されたと。

あと第6条ですか、旧法律第6条第3項というところが、農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁への建議等という部分があったのですが、これが削除された。ただ、国会では、削除したけれども、その意見の公表はできるのだよというふうなやりとりがされているのは事実ありますから、それだったら別に削除しなくてもいいのではないかとは思っているけれども、一応削除されたということで、ちょっと重みがなくなったという部分はやっぱり懸念されているところですが、ぜひむつ市の農業委員会ではきちん

とそこら辺、前と同じような形の重みで、もし意見が出たら、その意見を尊重してほしいというふうに思います。

それと、今回はそういう意味では、農業者の建議という部分をわざわざ削除して何が強調されたかということ、やっぱり遊休農地の流動化をもっとどんどん進めると、きちんと有効活用しろというところが強調されたというふうな法改正になっております。それがきちんと農業者のほうに農地が使われればいいのですけれども、ただ会社だとか……

(「今70号やっているんでしょ」
の声あり)

○5番(横垣成年) はい、そうです。だから、この任命制になることによって、やはりそういう懸念が生まれるような法改正になっているところですから、この農業委員の今回の任命制という改正を受けて、今後とも農業委員会という組織が今までの公選制と違うようなことがないように、しっかりとした農業委員会として機能してほしいというところをしっかりと強調したいと思いますが、先ほど言ったように、きちんと意見が述べられないようなそういう組織ではなく、今までと本当に変わりのない、そういう農業委員会……

○議長(浅利竹二郎) 横垣議員、質疑の要点を絞ってください。

○5番(横垣成年) 農業委員会になってほしいというところを強調しますが、今回のこの改正については、そういう意味では若干農業委員会という地位が低められたという意味ではちょっと賛同できないというところはやっぱり表明しておきたいと思います。

しかし、その公選制から任命制になったという点でも、やはりこの点でも民主主義という観点からは、少し1ランク下に下がったという点で、この点でもやっぱり賛同はできないということは表

明して、それこそ今までと同じような形できちんとやってほしいということも要望して質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長(浅利竹二郎) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第71号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第2 議案第71号 むつ市農業委員会の委員候補者選考委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第72号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第3 議案第72号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第73号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第4 議案第73号 むつ市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第74号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第5 議案第74号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第75号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第6 議案第75号 むつ市住居表示審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第76号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第7 議案第76号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 2点ほどよろしく申し上げます。

今回下水道使用料のいわゆる値上げだということですが、この値上げによる市民への負担増などの影響をお聞きしたいと思います。今回は、合併した旧むつ市以外の旧大畑町とか旧川内町、旧脇野沢村などが主に対象になると思いますが、そういった地域ごとに対象者の件数、負担増等の影響というのをお聞きしたいと思います。それで、全体としては幾ら負担になるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

それと、施行が私のイメージだと大体4月1日からというのがもう当たり前かなと思っているのですが、それが6月1日というふうになっている理由もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目、本案による市民への負担増等の影響として、地域ごとの対象者の件数、負担増額等の影響と全体の合計についてであります。大畑地区の接続件数は569件で、一般家庭における平均的な使用水量である月15立方メートルを使用した場合の消費税込みの現行使用料は年額1万9,440円ですが、月額200円程度、年額では2,400円程度ずつの増額となります。

川内地区の接続件数は898件で、現行使用料は年額2万736円ですが、月額170円程度、年額では2,000円程度ずつの増額となります。

協野沢地区の接続件数は326件で、現行使用料は年額2万4,624円ですが、月額70円程度、年額では800円程度ずつの増額となります。

また、全体的な影響額は、平成27年度と比較して、平成29年度は580万円程度の増額となる試算をしております。

お尋ねの2点目、6月1日からの施行の理由は何かについてお答えいたします。下水道使用料は、水道メーターの使用水量をもとに算定しております。冬期間は水道メーターが雪で覆われ検針できず、推計水量で測定しており、雪解けを待って検針し精算しておりますことから、6月調定分より単価を改正することとしたものであります。

以上であります。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第76号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

本案は、平成17年の旧4市町村での合併時の合併協議の中で合意に至らなかったことによって、

各地区の下水道使用料金を合併前の旧市町村での使用料金にしてきたものであります。今回の使用料金の統一に向けて下水道審議会に諮問し、審議会からの答申を受け、むつ地区の使用料金に統一をする内容となっているわけであり。そういう意味では、合併はあらゆる行政課題について合併時に各自治体同士が統一されたうえで合併されるのが好ましい姿であるわけであり。しかしながら本事業は市民生活に直接影響を及ぼすことから、当時各市町村とも慎重にならざるを得なかったものと理解をしているところであります。

そこで、次の5点についてお伺いをいたします。

1つは、むつ市の一般家庭の1カ月当たりの平均使用料と県内他市の使用料金はどのようになっているのか、実態をお知らせ願います。

2点目は、むつ市の公衆浴場等の下水道使用料単価と県内他市の状況についてあわせて伺います。

3点目は、下水道料金の統一に当たって、なぜ一番高いむつ地区に統一しなければならないのか、その理由をお知らせ願います。

4点目は、各地区ごとの下水道整備率と普及率、接続率の状況をお知らせください。

最後になりますが、先ほど前段で申し上げましたように、下水道審議会の条例を見ますと、委員は10名で組織をし、市の下水道事業に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱をするとなっております。今回の審議会の委員構成を見ますと、町内会や商工会、婦人会などの代表8名を委嘱して構成されております。そのようなことからお伺いしたいのは、学識経験者や公募による委員の委嘱を考えなかったのか、この点について、最後お尋ねをいたします。

以上、5点についてよろしく願います。

○議長（浅利竹二郎） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） 目時議員
のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目、むつ市の一般家庭の平均的な使用水量の使用料と県内他市の状況についてお答えいたします。一般家庭の1カ月当たりの平均的な使用水量は15立方メートル程度でありまして、使用料は消費税込みでむつ処理区が2,246円となっております。

県内他市の状況につきましては、低廉な順で申し上げますと、つがる市が1,998円、青森市が2,182円、弘前市が2,206円、平川市が2,302円、八戸市が2,306円、三沢市が2,600円、五所川原市が2,608円、十和田市が2,897円、黒石市が2,978円となっております。むつ処理区は県内10市中4番目に低い額となっております。

次に、お尋ねの2点目、むつ市の公衆浴場等の下水道使用料単価と他市の状況についてお答えいたします。公衆浴場等の現行使用料は、20立方メートルを使用した場合を例にしますと、消費税込みでむつ処理区が1,576円となっております。

県内他市の状況につきましては、低廉な順で申し上げますと、十和田市が885円、五所川原市が1,296円、つがる市が1,620円、三沢市が1,670円、弘前市が1,816円、八戸市が1,999円、平川市が2,275円、黒石市が2,319円、青森市が2,544円となっております。むつ処理区は県内10市中3番目に低い額となっております。

次に、お尋ねの3点目、なぜむつ地区に統一するのかについてお答えいたします。下水道施設による汚水処理という同一サービスに対し、これまで各処理区によって負担の異なる使用料体系が継続しており、公平性が確保されているとはいえない状況にありました。

下水道事業は、公営企業として独立採算制のもとに一般会計との間に適正な経費負担区分を前提として事業運営を行わなければならないとされて

おります。1立方メートル当たり使用料単価が150円以上であること等が国の繰り出し基準として示されており、地方交付税措置にかかわる重要な交付要件となっております。現状において、これらを満たしているのはむつ処理区だけではありません。

また、汚水処理にかかわる経費については、下水道管渠や下水処理場の維持管理費等がありますが、現状の使用料収入では、その維持管理費の2分の1程度しか賄っていないこと、そして何よりも使用者負担の公平性から、むつ地区の使用料単価に統一したものであります。

次に、お尋ねの4点目、各処理区の下水道普及率等の状況についてお答えいたします。各処理区の行政人口に対する水洗化可能人口の下水道普及率と、その区域内で水洗化している水洗化率についてですが、平成27年度末時点でむつ地区が普及率5.4%、水洗化率が38.3%、川内地区が普及率69.3%、水洗化率が68.4%、大畑地区が普及率51.2%、水洗化率が35.2%、脇野沢地区が普及率55.9%、水洗化率が67.6%、全体の普及率は16.8%、水洗化率は48.5%となっております。

次に、お尋ねの5点目、下水道審議会の委員の構成や選定方法についてお答えいたします。むつ市下水道審議会条例第4条に、「委員は、市の下水道事業に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する」となっており、平成21年度と平成24年度の諮問、答申を踏まえ、今回の審議会を開催することとしたことから、その継続性を重視し、過去2回の委員構成を踏まえ、今般の審議会においても同様に事業計画区域内に居住し、行政連絡員を兼ねている町内会長や消費者の立場から婦人会長等をお願いし、各処理区から2名の合計8名で組織したものであります。

以上であります。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。ただいまの答弁の中で一番重要なのは、先ほど言いましたように、独立採算制を考えた場合に、特に重要視しなければならないのは水洗化率、要するに下水道を通したけれども、その中で接続してもらう家庭がふえなければ、設備はしたけれども供用は進まない、というようなことで、この水洗化率、接続率というのは大変重要な要素になるだろうと、このように考えるわけであります。

先ほどの説明でいきますと、水洗化率が、全体で48.5%になっていますね。川内、脇野沢は60%台で高水準となっております。そういう意味では、今後の下水道事業を進めていくに当たって、市民の方々等に供用を促していくことがより重要であると思ひますし、特に接続率、水洗化率の向上というのは、河川等の汚濁を防止する点とか、費用対効果を考えたときに重要な要素であるわけであります。そういうような意味で、接続率、水洗化率の向上に対する今後の対策をどのように考えているのかお聞きをしたいと思ひます。

○議長（浅利竹二郎） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） 水洗化率向上のためには、現在市で水洗化に関する補助支援制度というものを用意しております。このことを今後とも十分、冬場になりますけれども、雪解けを待って工事が進められるように支援制度の説明をして、接続率向上に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 6番。

○6番（目時睦男） これまでの接続をお願いする取り組みについては、今お聞きをしました。私も承知をしているわけでありますが、そういうこれまでの取り組みの中でなかなか進まないというような状況が実態だろうと思ひます。そう

いう意味では、新たな対策を今後鋭意検討していくことを要望させていただきたいと思ひます。

最後、市長にお尋ねをしたいわけでありますが、このほか上水道料金、各種手続等の手数料、ごみ袋の料金の引き上げ、手数料の引き上げ、そして今回の下水道料金等々、市民にとっては日常生活に欠かすことができないものの引き上げがされてきているわけであります。そういう中で、市民の生活が一層厳しい状況にあるということは、私なりに認識をするわけでありますが、そこで今後の市政運営に当たって、市民の負担軽減策をどのようにしていくつもりか、市長に所信をお伺いしたいと思ひます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今後もこの厳しい財政状況の中では、負担をお願いする場面の方が多くなってくると私は思っております。ただ、このことは市民をいたずらに苦しめるためにやっているということではなくて、将来世代のためにやっていることだということで常に私はご理解をいただいていると思ひます。ぜひとも目時議員におかれましても、お孫さんのためにやっているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第77号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第8 議案第77号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 本条例は、前条例を受けて同じように料金を統一するというか、そういう立場での改正だと思いますが、前議案と同様、今回のこういう改正による市民への負担増の影響をお聞きしたいと思います。多分これは脇野沢地域の部分かなと思うのですが、そこら辺も含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（浅利竹二郎） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

本案による市民への負担増等の影響についてですが、漁業集落排水処理施設は、農山漁村地域整備交付金の適用を受け、脇野沢九艘泊地区と寄浪、蛸田地区の2地区で整備したもので、接続件数は両地区で79件であります。一般家庭における平均的な使用水量である月15立方メートルを使用した場合の消費税込みの現行使用料は、年額2万4,624円ですが、月額70円程度、年額では800円程度ずつの増額となります。また、影響額は平成27年度実績と比較して、平成29年度は5万5,000円程度の増額となる試算をしております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 前議案では580万円、今議案では5万5,000円と、合計で585万円ほど、結局旧むつ市以外の地域の方が負担増になるということでございます。

そこで、やはり私も市長にお聞きしたいところがあるのですが、これは全て合併の影響、合併のところからくるこういう調整だと思うのですが、合併する当初は負担は低く、サービスは高くとい

うふうな、そういうことを期待していた住民もかなりあったのですが、今回のこういう条例の改正で、合併後のいろんなずれというか違いというのが大体調整されたかと思うのですが、結果として見れば、先ほど目時議員が言ったように、いろんなサービスは低いところに合わせて、負担の部分はどうしても高いところに調整がいったかなというふうな感じがするのです。そういう意味では、孫のことを思って負担増をお願いしたいというふうなところがありましたが、そうではなくて、こういう調整というのは、どうしても川内地区とか大畑地区とか、そういったところの負担が大きくなったという部分があると思うのです。やっぱり住民としてはそこら辺、負担が大きくなったというところと引きかえに、何かもう少し夢が持てるような施策というのを期待している部分がたくさんあると思うので、市長としてはこういう調整が終わった後に、旧むつ市でなくて、負担増がかなりあった地域に対しては、それなりに夢のある施策というのをお願いできればなと思うのですが、そこら辺の市長のそういうところに応えるような考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 負担増をしたところに夢のある政策をとということですが、市内全域、夢のある政策をこれからはしっかりやっていきたいと思ひます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 全体でなくて、今負担増がかなり大きかったところをやっぱり手当てするような、そういったところの施策をきちんと検討してもらうことを要望して質疑を終わります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第78号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第9 議案第78号 むつ市かまふせビレッジ条例を廃止する等の条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

○18番(齊藤孝昭) 議案第78号 むつ市かまふせビレッジ条例を廃止する等の条例について質疑をさせていただきます。

この議案は、かまふせビレッジを廃止して、そのかまふせビレッジが管理していたセンターハウスのみを釜臥山スキー場の施設として維持管理するというふうな議案であります。今まで条例で管理されていたバンガロー、テニスコート、あずまや、炊事場、展望台は今後どのように活用しようとしているのかお知らせください。

また、聞き方が後先になりますが、そもそもこの条例の廃止に至った理由をお知らせください。

○議長(浅利竹二郎) 民生部長。

○民生部長(光野義厚) 齊藤議員のお尋ねにお答えします。

今回の条例廃止につきましては、施設が設置されてから30年以上を経過し、老朽化も進んでおり、平成15年に雇用・能力開発機構から譲渡を受けた後も利用者が限られており、年間の維持費も300万円程度かかりますことから廃止するもので、指定管理からも除外するということとなります。

条例が廃止された後は、バンガロー、テニスコ

ート、あずまや、炊事場につきましては順次解体する予定で、テニスコートにつきましては駐車場として活用していきたいと考えております。

また、展望所につきましては、釜臥山スキー場の附帯施設として活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(浅利竹二郎) これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第79号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第10 議案第79号 むつ市中心市街地活性化審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第80号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第11 議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第81号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第12 議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

○18番(齊藤孝昭) 議案第81号は、指定管理者の指定という議案であります。選定理由について何点かお聞きしたいと思います。

まずは、選定理由の中に、この団体はむつ市体育協会ですが、ホームページ開設とかインターネットによる施設利用予約の推進というふうなことを評価しております。具体的にはいつから実施しようとしているのか、聞いていたらお知らせ願いたいと思います。

なぜこのことを聞くかというと、過去にしもきた克雪ドームとか図書館を市が管理するキオスク端末により施設予約などができるというふうな公表をしたことがあります。それがされませんでしたので、本当にやるのかなというふうな確認を選定委員会でしたのかをお知らせ願いたいと思います。

もう一点は、これも選定理由の中にこんな文章があります。「各スポーツ施設の最大限の効用発揮、利用者のサービス向上へ繋がる取組をしてい

くことが、市内スポーツ団体の統轄であるむつ市体育協会が指定管理者となる使命であると考え」という文章があります。これは、今後むつ市体育協会がスポーツ施設をどんどん管理していくようなことになるのかと、なってほしいというふうな想像をするわけで、そのところの主意をお知らせ願いたいと思います。

○議長(浅利竹二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

評価意見のところについて私からお答えいたしますけれども、参考資料に掲載されております選定理由の主な評価意見ということにつきましては、特定の選定委員の個人の意見をあくまでも一例として参考で掲載しております。そういった意味で、その意見に対する解釈やコメントということそのものは差し控えさせていただきたいと思いますが、私のというか、市としてのこの件に関する考え方を申し上げれば、制度上むつ市体育協会が体育施設を指定管理することに必然とつながるわけではないということは当然のことです。この指定管理制度の趣旨から考えましても、さまざまな民間事業者が手を挙げて、そのノウハウを生かしながら、利用者にとって最善の策を探していくことが何よりも大切なこととなります。

今回のこの表現であります。大変誤解を招く表現であったかもしれませんが、私どもといたしましては、むつ市体育協会には当然ながら指定管理者に指定された場合には、地域の現状をしっかりと把握して、使命感を持って施設の管理運営に臨んでいただきたいと思います。このような趣旨で、このように我々としては考えております。

今申し上げたことと、評価意見が一致していないような捉え方をされるおそれがあるということでございますので、この点については、この選定委員も職員でございますので、指導を申し上げた

ところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

その他の答弁につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） 齊藤議員のお尋ねの1点目、選定理由の中にホームページ開設とかインターネットによる施設利用予約の推進とありますが、具体的にいつから実施するのかという内容ですけれども、平成29年度以降のむつ運動公園、釜臥山スキー場の指定管理者公募に対しましては、利用者増加のための基本方針と具体策として、申請者であるむつ市体育協会より3点ほど掲げられております。

1点目は、一流選手によるスポーツ教室及びふれあい教室の検討、実施、2点目はスポーツ団体等の強化育成によるスポーツ意識の向上を図る、そして3点目がインターネットを利用して施設利用予約ができる体制づくりの推進となっております。現在は、指定管理者のホームページにおいて施設の利用料金やゲレンデ状況等を発信しておりますが、今後はインターネット予約ができる体制を整備し、利便性を向上させたいということです。

今後基本協定の締結をしていく段取りとなりますが、その段階でどのような内容になるのか、時期等もあわせて団体と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 市長から、選定理由のその表現の仕方について答弁いただきましたが、我々に出される資料の中には、これしかないわけです。ということは、その表現の仕方によっては、やはり何か裏があるのかというふうなことを思わざるを得ないときもありますので、ぜひ市長がおっしゃったとおり、その選定理由の公表については、

個人の選定委員が言っているということではありましたが、もう少し表現の仕方について工夫されたほうがいいのではないかというふうに思います。

もう一つ、ホームページの開設により施設の予約ということですが、これは選定理由の中にホームページを開設して施設予約ができるのだということは、当然評価の対象になっているというふうに思いますので、利用者もそれを期待するわけです。今後というふうな話を部長されましたが、できれば間違いなくやってほしいということです。

1回目の質疑でも言いましたが、過去に指定管理者が言ったわけではありませんが、行政側がやると言ってやらなかったということが前例でありますので、ここのところはしっかりと協議をして実現できるようにしてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、まずは基本協定締結の段階でしっかりと協議をしていくと。そしてまた、実際に指定管理となった場合にでも、時期はいろいろあると思いますが、1カ月に1回なり四半期に1回なりお互いに協議して、十分連携をとり合って課題解決に向けて努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第82号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第13 議案第82号
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの指定
管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第83号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第14 議案第83号
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市マリンハウス脇野沢の指定管理
者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第84号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第15 議案第84号
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外3施設の指
定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第85号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第16 議案第85号
青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。18番齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 議案第85号 青森県市町村総
合事務組合規約の変更について質疑したいと思い
ます。

この議案は、青森県市町村税滞納整理機構へ加
入することになる議案だというふうに思っていま
すが、この団体へ加入するメリットをお知らせ願
いたいと思います。

あわせてこの滞納整理機構、どんな活動をして
いるのかをお知らせ願いたいと思います。

もう一つ、加入するということは負担金が発生
すると思いますが、負担金はどれぐらいかかるの
かをお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（赤坂吉千代） お
答えいたします。

青森県市町村税滞納整理機構へ加入するメリッ
ト、またこの機構の活動状況についてであります
が、まず当該滞納整理機構は、青森県市町村総合
事務組合の中に税込確保と税負担の公平性を図る
ため、市町村と共同して滞納整理を行う専門機関

として平成24年4月に設立しております。現在八戸市、十和田市、むつ市を除く37市町村で構成され、機構長以下15名の職員体制で構成団体から移管を受けた滞納事案について納税交渉を初め徹底した財産調査や差し押さえなどによる滞納整理業務を行っております。

過去2年の活動状況は、平成26年度が移管件数4,315件、移管金額43億9,439万円に対し徴収額は6億3,801万円で、徴収率は14.5%、平成27年度は移管件数4,818件、移管金額46億9,359万円に対し徴収額は7億5,801万円で、徴収率は16.1%の実績となっております。

機構に加入するメリット、目的についてありますが、市税を初め歳入の確保は行財政運営の根幹にかかわる重要な課題でありますので、財源対策の一環として徴収体制の強化による税収確保を図るものであります。

また、滞納整理には多くの時間と労力を費やしますので、移管することにより事務の負担軽減が図られ、滞納の早期解消、未然防止対策など、より効率的な徴収体制の確立につながることで、さらに機構との情報交換や連携強化により徴収実務における知識や技術の習得など、職員のスキルアップにもつながることがメリットであると考えております。

また、費用についてありますが、滞納事案1件当たり1,000円、これに徴収実績額の10%を負担金として支払いすることになります。

以上であります。

○議長（浅利竹二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） そんなにいいことがいっぱいあるのに、なぜ今まで加入しなかったのですか。この機会というか、この場面に来て、急遽加入することになった理由は何でしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

実は、徴収率というのは、むつ市は10市というか、県内でもトップクラスでありました。自前のできるということで自負していたわけでありましたが、今回この機構の利用促進ということでご案内をいただきまして、私とその決断の中で、残り5%程度の中でどうしても徴収できない部分の16%を、これ14%から16%ということですが、これもやっぱりしっかり確保していこうと、財源対策の一環として今回改めて加入したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第86号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第17 議案第86号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第87号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第18 議案第87号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第88号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第19 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第89号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第20 議案第89号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第90号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第21 議案第90号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第91号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第22 議案第91号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月14日をもって任期満了となる

むつ市監査委員に齊藤秀人氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第92号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第23 議案第92号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月19日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に田中志昌氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第93号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第24 議案第93号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、来年1月15日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に宮浦雅子氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第93号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第93号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第93号は、これに同意することに決定
いたしました。

◇議案第94号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第25 議案第94号
むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する
者につき同意を求めることについてを議題といた
します。

本案は、本年12月18日をもって任期満了となる
むつ市固定資産評価審査委員会の委員に村田和夫
氏を選任することについて議会の同意を求めると
ためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第94号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よ

って、議案第94号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第94号は、これに同意することに決定
いたしました。

◇議案第95号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第26 議案第95号
平成28年度むつ市一般会計補正予算を議題といた
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので、順次発言を許可します。まず、18番齊藤
孝昭議員。

○18番(齊藤孝昭) 平成28年度の一般会計補正予
算について、4点質疑させていただきます。

まず、歳入のところですが、社会資本整備総合
交付金、減額補正しております、約1億円。国庫
補助金ですから、これ来なかった理由をお知らせ
願いたいと思います。

歳出については、イルカと人との共生によるふ
れあいビーチ in むつわん事業の補正で、このた
び250万円追加補正しておりますが、このうちの
旅費だけで115万円となっておりますが、これは旅
費ということですので、何をするのかをお知らせ
願いたいと思います。

3点目は、これも国の支援でありましたが、年
金生活者等支援臨時福祉給付金が約5,000万円こ
のたび返還することになっております。返還するに
至った理由をお知らせ願います。

4点目は、生活保護費の国庫負担金、これも約
7,000万円返還することになりましたが、この夕

イミングで返還するということはどういうことなのか、ちょっと疑問に思いましたので、理由をお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 歳入で社会資本整備総合交付金が約1億円減った理由についてのお尋ねにお答えいたします。

現在国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の制度を活用し、都市計画事業である横迎町中央2号線整備事業を進めているところであります。この事業には、各年度において国から社会資本整備総合交付金が配分されるものでありますが、歳入として見込んでいました交付金1億3,920万円に対し、11月の国の補正による追加配分を含め3,765万9,000円が交付金額として確定したことから、当初予算との差額1億154万1,000円を歳入の減としたものであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 次に、イルカと人との共生によるふれあいビーチ in むつわん事業の補正額250万円のうち、旅費についてのお尋ねにお答えいたします。

本事業は、先月25日、国より補助率2分の1の地方創生推進交付金対象事業として決定された事業であります。

本事業の旅費の内訳についてであります。協議会の立ち上げに当たり、大学や浅虫水族館から専門家に参加していただくため、このアドバイザー3名の2回分の費用弁償として22万4,000円、市民の皆様に広く周知するための講演会開催に当たり、講師、パネリストを招聘するための費用弁償として5名分31万3,000円、また協議会メンバーにより先進地視察として静岡県の下田海中水族館などを訪問するための旅費として8名分60万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お尋ねの3点目、年金生活者等支援臨時福祉給付金約5,000万円を返還する理由についてお答えいたします。

この主な理由につきましては、国の考え方に基づく推計値等により、対象者数を9,000人と見込み交付申請決定されたものであります。支給対象要件に基づき絞り込みをした最終的な支給対象者数7,347人のうち7,331人が支給見込みとなり、支給総額が当初より減少する見込みとなったことから、超過交付となる5,007万円を返還する必要が生じたものであります。

なお、対象と見込まれる皆様へは、個別通知のほか新聞、広報むつなどの各種広報媒体により周知を図っておりますが、未申請の方へはさらに再勧奨通知を行い、その上でも申請されない方へは戸別訪問するなど対策を講じております。

次に、お尋ねの4点目、生活保護費国庫負担金約7,000万円を返還する理由についてお答えいたします。この主な理由につきましては、本市の生活保護費が増加傾向にあったことから、一定の増加を見込み概算交付したところであります。平成27年度の実績といたしまして、被保護者の減少などにより対象となる生活保護費が少なくなったため、その精算事務において過大交付となった7,106万6,882円を返還する必要が生じたものであります。

以上であります。

○議長（浅利竹二郎） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 1点だけお願いします。

この補正予算の19ページであります。公営企業費のむつ総合病院透析センター建設事業出資金という部分をお聞きしたいと思います。この出資

金という名目で2億3,810万円という数字が載っております。この出資金という表記をしているのはどういう意味なのかということでもあります。

それと、2億3,810万円、この金額自体もちょっと透析センター全体の事業費から比べるとかなり小さいので、どうしてこういう数字なのかということでございます。

そして、透析センターの建設事業の全体事業費は、ちなみに幾らになっているのか。そして、事業費の全額が、結局むつ市の負担となるのかどうか、これを確認させていただきます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、透析センター建設事業出資金2億3,810万円の出資金とはどういう意味か、についてであります。下北医療センターにおきましては、当初当該事業の財源を病院事業債として計画しておりましたが、今年度財源対策の取り組みの一つとして合併特例債の活用を検討した結果、制度上事業費の4分の1が上限となりますものの、市が合併特例債を財源として下北医療センターに出資したほうが財政的に有利であることから、この方法により財源の確保を図ることとしたものでございます。

なお、ちなみにこの出資金というふうな言葉についてでありますけれども、地方公営企業法第18条に規定する地方公共団体は、地方公営企業法第17条の2第1項の規定によるもののほか一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資できるというふうな規定に基づくものでございます。

次に、この出資によりまして、むつ市の交付税措置分を加味した実質的な負担は約600万円の増額となりますが、下北医療センター側の負担は約

1億2,000万円軽減される見込みであり、差し引き約1億1,000万円の財源対策効果を見込んでおります。

次に、出資金の2億3,810万円の歳出根拠についてであります。この金額は出資金の財源である合併特例債の対象として認められる上限の金額がその根拠となっております。

病院事業につきましては、病院その他の施設及び医療機器等の整備事業において、合併に伴い発生する経費のうち対象事業費の2分の1以内の額を合併に伴う増嵩経費とし、この増嵩経費の50%を上限に合併特例債が発行できることとなっておりますことから、今年度のむつ総合病院透析センター建設事業及び医療機器整備事業費約9億5,270万円の2分の1の50%、つまり4分の1になります2億3,810万円が合併特例債を財源とできる上限の額となりますので、同額を予算計上したものであります。

次に、透析センターの建設事業の全体事業費は幾らか、また事業費の全額がむつ市の負担となるのかについてであります。当該事業の総事業費につきましては、平成27年度から平成29年度の3カ年で約9億9,100万円が見込まれておると伺っております。このうちむつ市の負担は、地方公営企業法の繰出基準等に基づき約6億1,400万円を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 結果として総事業費は9億9,100万円、そのうちむつ市が6億1,400万円の負担ということです。そうすると、最終的に6億1,400万円を何年間かで負担していくということですが、そのうちこの出資金というものの扱いになるのですが、出資金というのはいろいろ地方公営企業法第18条云々と言いましたけれども、出資金というのは出費でもなくて、一旦出して、また

戻してもらおうというふうな意味合いのものには私は捉えているのですが、出資ですから、あくまでも。全部もうそれは出したとかというのではなくて、一旦何か出資としてお金をそちらのほうに入れますよというふうな扱いだと思うのですが、そういう意味では、いつかはこの出資したものは戻ってくるというふうな理解でいいのかどうか。

そして、そこら辺の精算、結果としてむつ市は6億1,400万円を負担していくというところの、この出資金と6億1,400万円の流れというのをもう少し詳しく教えていただければなと。とりあえず今一旦出資金をやって、むつ総合病院のほうの負担を軽くして、いずれは出資金はむつ総合病院から戻ってきて、またその分はむつ市がいつか負担していく。そこら辺の時系列的な流れというものもちょっと教えていただければなと思います。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

先ほど地方公営企業法の条文のほうをご紹介いたしましたけれども、あくまでもこれは地方公営企業法等における一般会計と、いわゆる企業会計、この関係というふうなことで規定されております。したがって、言葉としては出資というふうな言葉が使われてはおりますけれども、あくまでもこれはそういう会計間の言葉というふうなことでご理解いただければと思います。

したがって、むつ市が合併特例債を発行いたしましたして、病院のほうにそれを出資という形で出してやるというふうな形になりますが、実際の償還はむつ市が行うというふうなことになると思います。したがって、最終的にそれが市に戻ってくるのか、そういうふうなものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◇議案第96号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第27 議案第96号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第97号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第28 議案第97号

平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第98号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第29 議案第98号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第99号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第30 議案第99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第100号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第31 議案第100号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第101号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第32 議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第30号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第33 報告第30号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第30号の質疑を終わります。

報告第30号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第31号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第34 報告第31号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第31号の質疑を終わります。

報告第31号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第32号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第35 報告第32号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成28年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第32号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第32号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第32号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(浅利竹二郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月13日は常任委員会のため、12月14日から16日まで及び12月19日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、明12月13日は常任委員会のため、12月14日から16日まで及び12月19日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月17日及び18日は休日のため休会とし、12月20日は付託議案審議並びに議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時29分 散会